

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案規制の名称：接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止担当部局：警察庁生活安全局保安課評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 本規制の拡充による新たな遵守費用・行政費用は発生しないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

＜法令案の要旨＞

- ・ 最近における風俗営業等をめぐる情勢に鑑み、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加するとともに、風俗営業の許可に係る不許可事由を追加するなどの措置を講ずる。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ いわゆるホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が、売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホストやホストクラブ経営者から、その支払のために売春することや性風俗店で稼働すること等を要求される事案（以下「悪質ホストクラブ事案」という。）が発生し、社会問題化している。
- ・ 悪質ホストクラブ事案においては、悪質なホストクラブが客に遊興又は飲食をさせるに当たって、正常な判断を妨げたり、判断に支障を生じさせたりする悪質な行為が行われている。具体的には、
 - ① 料金について事実に相違する説明等を行うこと
 - ② 恋愛感情等に乗じて遊興又は飲食をさせること
 - ③ 客が注文等をする前に遊興又は飲食を提供すること
 - ④ 注文等又は料金の支払等をさせる目的で客を威迫して困惑させること
 - ⑤ 客を威迫し、又は誘惑して、料金の支払等のために売春等により金銭等を得ることを要求することについては、いずれも現に行われている事例が複数確認されている。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営適正化法」という。）においては、風俗営業に係る遵守事項（第 12 条から第 21 条まで）及び禁止行為（第 22 条及び第 23 条）を規定しているところであるが、上記の行為については現行法令では対処が困難であり、警察の取締りに隘路が生じている。
- ・ こうした多額の債務を蓄積させる悪質な営業行為や、その支払のために売春、性風俗店勤務等を求める行為に適切に対処し、もって善良の風俗の保持を図るため、これらの悪質な行為を、風俗営業のうちホストクラブをはじめとする接待飲食営業に係る遵守事項及び禁止行為に追加する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 上記課題を解消・予防するため、風営適正化法を改正して、接待飲食営業に係る遵守事項等を追加し、料金の支払に関するトラブル等の問題が生じることを防止することとする。具体的には、
 - ① 料金に関する虚偽説明
 - ② 客の恋愛感情等につけ込んだ遊興又は飲食の要求
 - ③ 客が注文していない遊興又は飲食の提供を接待飲食営業を営む風俗営業者のしてはならない行為（遵守事項）として規定するとともに、
 - ④ 客に注文や料金の支払等をさせる目的での威迫
 - ⑤ 威迫や誘惑による、料金の支払等のための売春（海外売春を含む）、性風俗店勤務、AV 出演等の要求を接待飲食営業を営む者に係る禁止行為として規定することとする。

（参考）

- ・ 風営適正化法では、
 - 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼし、又はそれらと同視できるほど非常に高い蓋然性をもって善良の風俗を害するなどすることとなる行為自体を規制するものは禁止行為

- 行為そのものが、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼしたり、又はそれらの蓋然性を高めたりするものではないが、これらの問題を生じさせないための担保措置に当たるものは遵守事項

としてそれぞれ規定されているところ、今回新設する規制についても、同様の整理で禁止行為及び遵守事項として規定するものである。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 本改正により、悪質ホストクラブにおいて、女性客に多額の債務を負わせる行為や、売掛金等の取立てに関する悪質な行為を取り締まることが可能となり、風営適正化法の目的である善良の風俗の保持に資することが期待される。
- ・ なお、これらの効果については、法の施行後に初めて測定されるものであり、現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、都道府県公安委員会が本規制の違反に係る行政処分を行った件数や、本規制の違反に係る検挙件数等を把握するなどにより、定量化することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 本改正により、新たな遵守費用は発生しない。

<行政費用>

- ・ 本改正により、新たな行政費用は発生しない。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 有識者検討会において、売掛金、立替金等の蓄積に関して規制すべき行為としては、次のものが考えられるとされた。
 - 料金に関する虚偽説明
 - いわゆる恋愛感情につけ込んで客を依存させて高額な飲食等をさせるなどする行為
 - 客が正常な判断ができない状態で高額な飲食等をさせる行為
- ・ 同検討会において、売掛金、立替金等の取立てに関して規制すべき行為としては、次のものが考えられるとされた。
 - 売掛金等の取立てに際して、例えば「支払わなければ実家に行く」等と威迫する行為
 - 売掛金等の支払のために客に売春等の違法行為や性風俗店での稼働等を求める行為

<関連する会合の名称、開催日>

- ・ 悪質ホストクラブ対策検討会（令和6年7月～12月に開催）

<関連する会合の議事録の公表>

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/hostclubto/hostclubto.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本改正については、施行から5年以内の適切な時期に事後評価を実施する。